

質問回答書

契約番号 _____

件名 令和7年度 請求審査資料作成業務委託 _____

質問	回答
<p>「ただし、成果物の妥当性を確認するため、令和8年1月請求分については試行的に処理を行うこととする。」</p> <p>上記記載につきまして、1月請求分の処理については、納品期限は設けないという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>※契約時期や詳細仕様の打合せ時期などにより、抽出・判定ツールの開発スケジュールが調整不可な場合を考慮</p>	<p>令和8年1月請求分については、成果物検証のため、納品期限は設けておりません。ただし、令和8年2月請求分に係る処理に間に合うよう、開発スケジュール等の調整にご対応いただきますようお願いいたします。</p>